

日興レジェンド・
イーグル・ファンド

資産成長コース

円ヘッジコース

毎月決算コース

追加型投信／内外／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）」、「日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）」および「日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月4日に関東財務局長に提出しており、2026年9月5日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
日興レジェンド・イーグル・ファンド（資産成長コース）	追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年2回	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	あり（部分ヘッジ）
日興レジェンド・イーグル・ファンド（円ヘッジコース）					年12回（毎月）			あり（フルヘッジ）
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）								あり（部分ヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円（2026年6月末現在）

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

3兆2,295億円（2026年6月末現在）

■ 受託会社 【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

野村信託銀行株式会社

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 050-4561-2500

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)、日興レジェンド・イーグル・ファンド(円ヘッジコース)および日興レジェンド・イーグル・ファンド(毎月決算コース)の3本の投資信託があります。
本書中、それぞれを「資産成長コース」「円ヘッジコース」「毎月決算コース」と略す場合があります。また3つのコースを総称して「ファンド」という場合があります。

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 米国有数の独立系運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社(以下、ファースト・イーグル・インベストメンツ)が運用する「ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド(以下、マスター・ファンド)」へ、主に投資します。

<投資先ファンドの概要>

- 主としてケイマン籍の外国投資信託「マスター・ファンド」の受益証券と国内籍の投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」の受益証券に投資します。世界の株式等への実質的な投資は「マスター・ファンド」を通じて行います。
- 「マスター・ファンド」の運用は、ファースト・イーグル・インベストメンツのグローバル・バリュー・チームが行います。また、「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」の運用はアムンディ・ジャパン株式会社が行います。

2 主に割安と判断される世界の株式等に実質的に投資し、ドルベース※で相場環境にかかわらずプラスのリターンを追求することで投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- 世界各国(エマージング地域にも投資することがあります。)の株式を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、PBR等の伝統的なバリュエーション分析のほか、フリーキャッシュフロー等、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- ファンドは、特定の株価指数にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- 「マスター・ファンド」において、ドルベースでのパフォーマンスを向上させるために、ドル以外の他通貨売り/ドル買いの為替取引(ドルベースでの為替ヘッジ)を行うことがあります。

※当資料では、「ドル」とは米ドルのことを指します。

<マスター・ファンドでの為替取引のイメージ(ドルベースでの為替ヘッジ)>

他通貨に対して **ドル高** を予想する場合
(例: 1ドル=0.8ユーロ→1.0ユーロ)



ドル換算時価の目減りを防ぐために、原則として、ドル以外の他通貨売り/ドル買いの為替取引(ドルベースでの為替ヘッジ)を行います。

他通貨に対して **ドル安** を予想する場合
(例: 1ドル=0.8ユーロ→0.6ユーロ)



ドル換算時価が増えていくので、原則として、ドル以外の他通貨売り/ドル買いの為替取引(ドルベースでの為替ヘッジ)を行いません。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの目的・特色

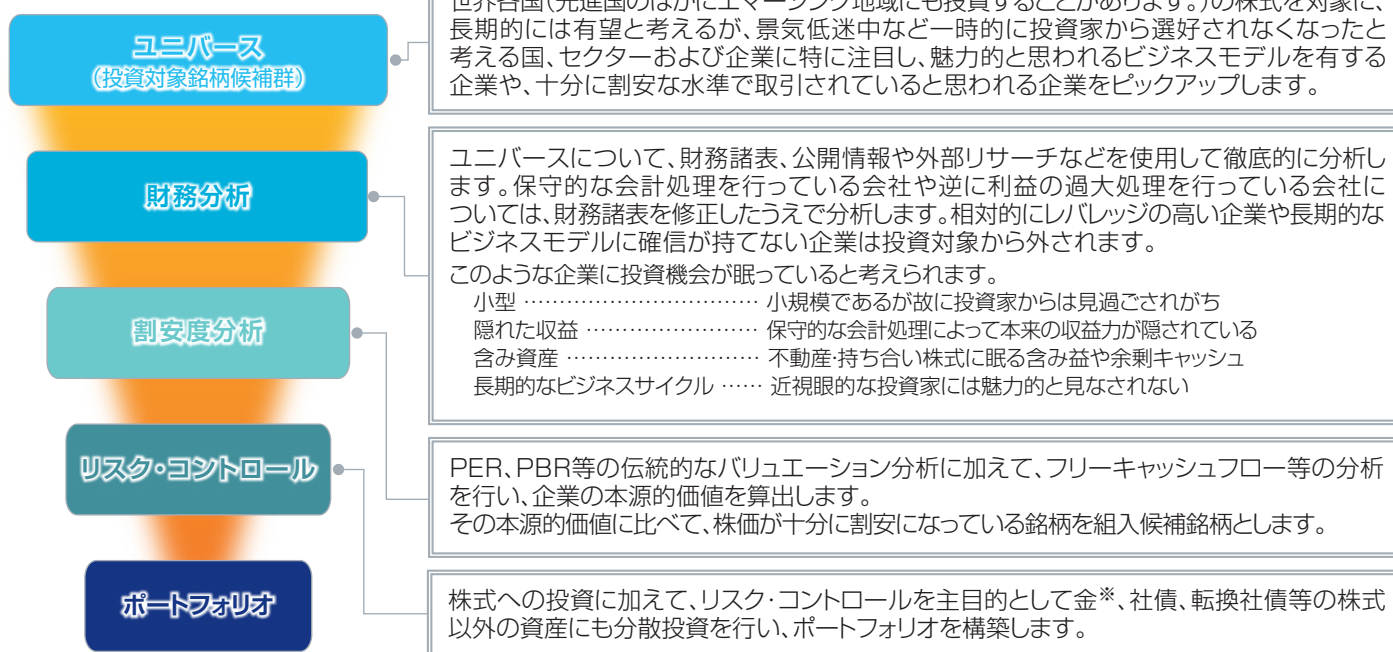
3 「資産成長コース」、「円ヘッジコース」、「毎月決算コース」それぞれの間で無手数料でスイッチングが可能です。

- スイッチングの際には、換金時と同様に税金がかかりますのでご注意ください。

	決算	為替変動リスク	
資産成長コース	年2回	あり	円ベースでの為替ヘッジは行わないため、実質組入外貨建資産に為替変動リスクが生じます。
毎月決算コース	年12回	あり	
円ヘッジコース	年2回	低減を図る	実質組入外貨建資産については、原則として円ベースでの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

4 マスター・ファンドの運用プロセス

＜運用プロセス＞



※ マスター・ファンドでは、金ETF、金関連株式に投資します。(金現物は含まれません。)

● 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

5 ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- 毎月決算コースは、原則として毎月5日に決算を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



- ファンドが投資する投資信託証券の詳細は、前記＜投資先ファンドの概要＞および＜運用プロセス＞をご参照ください。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

6 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

7 分配方針

- 毎決算時(資産成長コースと円ヘッジコースは年2回。原則毎年6月、12月の各5日(休業日の場合は翌営業日)。毎月決算コースは年12回。原則毎月5日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
 - 分配対象額
繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - 留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの目的・特色

〔収益分配金に関する留意事項〕

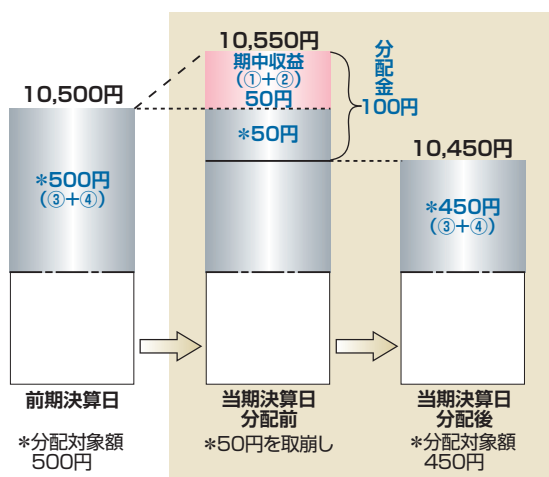
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



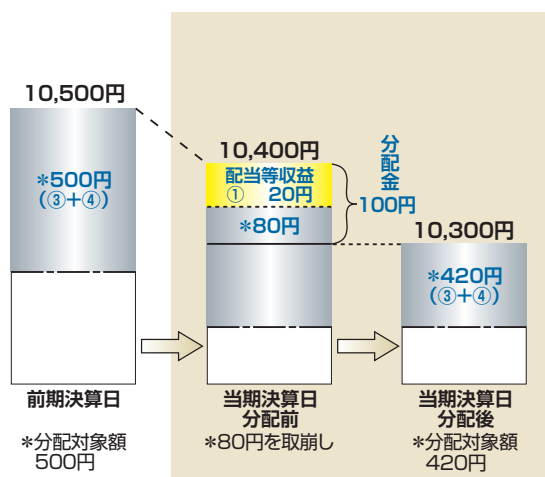
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

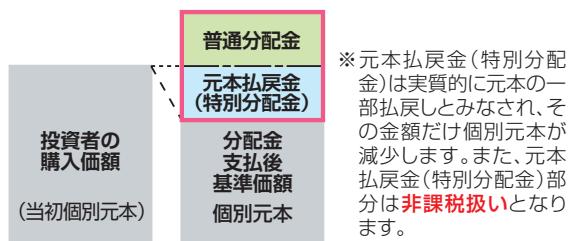


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

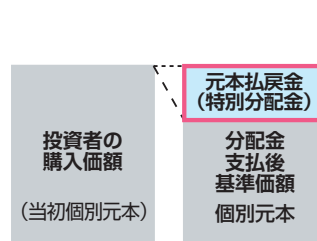
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



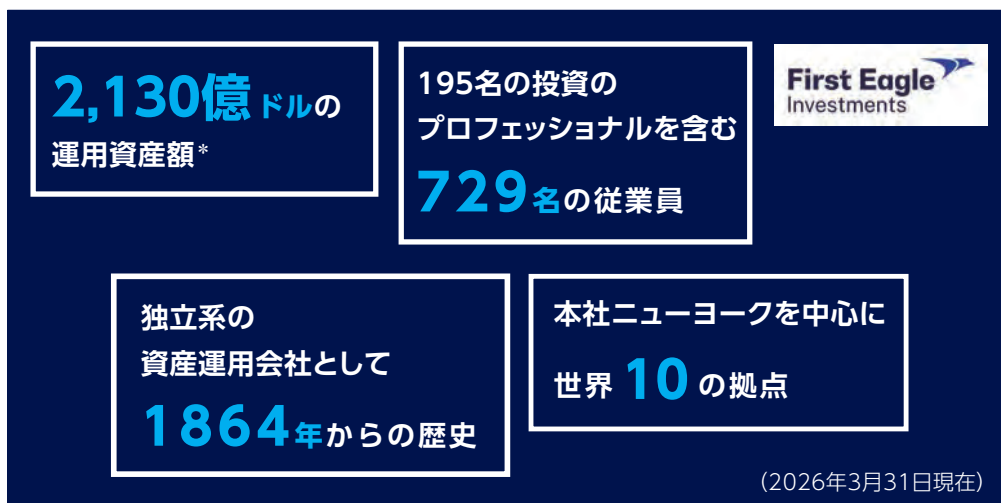
普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

ファースト・イーグル・インベストメンツについて



『ファースト・イーグル・インベストメンツは、独立系の非公開資産運用会社であり、世界中の個人および機関投資家の皆様の投資ニーズに応えることに専念しています。歴史を通して一貫して、お客様の購買力を時間の経過とともに損なう様々な要因を軽減することに努めてまいりました。これは、今日も中核的なミッションとして維持されています。アクティブで、絶対リターン指向のポートフォリオの基礎には、ファンダメンタルの調査が根付いており、ダウンサイドリスクを抑止することを極めて重視する姿勢を維持する一方で、景気循環の過程を通じて、魅力的な実質リターンを生み出すことに注力しています。投資チームは、規律ある、伝統に縛られない発想で、グローバルな視点と、長期的なおお客様の利益を我々の利益と重ね合わせることで、他社と一線を画する運用をおこなっています。』

出所：ファースト・イーグル・インベストメンツのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

運用資産に関するすべての数値は暫定値であり、変更される可能性があります。

表示されている運用資産額は、2026年4月22日に完了したダイヤモンド・ヒル・キャピタル・マネジメントの買収を反映したものです。

*運用資産額は、2026年3月31日現在のファースト・イーグル・インベスト・マネジメント LLC、ファースト・イーグル・セパレート・アカウント・マネジメント LLC、Napier Park Global Capital (Napier Park)、Regatta Loan Management (RLM、Napier Parkのアドバイザー関連会社)、Napier Park CMV (CMV、Napier Parkのアドバイザー関連会社)、First Eagle Alternative Credit (FEAC)、ダイヤモンド・ヒル・キャピタル・マネジメントの合算された運用資産および助言資産を合算したものです。これには、RLMならびにCMVが管理する資産を含むNapier Parkからの36億ドルの出資約束金およびフィーを課さない運用資産、およびFEACからの9億ドルの出資約束金およびフィーを課さない運用資産を含みます。

運用チーム※1が貫く投資哲学

資産の保全

鉄則1：損をしないこと。※2

鉄則2：鉄則1を決して忘れないこと。※2

長期的な投資によって資産を増やす為には、取り返しのつかない大きな損失を出さないことが決定的に重要。

資産保全に最も重要な事は、(仮に、自分以外が全員投資していても) 分からない物には決して手を出さないこと。

バリュー投資

長期投資：株価は短期的には企業価値からかい離することがあるが、長期的には本源的価値※3に収れんする。

→長期的な投資家には収益機会が存在する。

バリュー投資の徹底：常に十分に割安な水準で投資し、割高な水準では売却する。

→例外を設けない投資。

本源的価値に対する割安度合という明確な投資基準を持つことにより、不透明な環境下でも合理的な投資判断を下す。

※1 ファースト・イーグル・インベストメンツのグローバル・バリュー・チーム。

※2 米国の著名な投資家であるウォレン・バフェット氏の投資哲学を継承。

※3 本源的価値については6ページをご参照ください。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

ファースト・イーグル・インベストメンツが 徹する独自の運用方法

①独自の価値を持ち、いつも時代に必要とされる企業を厳選

- ファースト・イーグル・インベストメンツ独自の分析による企業本来の価値(本源的価値)に着目します。

いつも時代に必要とされ、圧倒的な市場シェアを有し、安定的に成長し続けると考えられる企業を厳選します。

【ファンドが着目するポイント】

無形の資産



有形の資産



- 本源的価値から十分に割安になったと判断する水準でのみ投資します。

十分に割安な水準で投資することにより大きく損をする可能性を少なくすることができるという考え方です。

*本源的価値とは、ファースト・イーグル・インベストメンツの徹底した独自分析により算出した「企業が本来有する価値」のことです。

②投資機会を逃さないための「現金」

- 投資機会に備えて現金を保有します。

常に変動を続ける株式市場。チャンスはいつやってくるかわかりません。

突然の投資機会を逸することのないよう、現金を常に5～25%程度保有します。

③不測の事態に、守りの「金」

- 株式と動きが異なる金を保有することで、安定感をプラスします。

株式と異なる動きをすることが多い金※を常に5～20%程度保有します。

株式市場が大きく変動するときにも、下落を抑える効果が期待されます。

※マスター・ファンドでは、金ETF、金関連株式に投資します。(金現物は含まれません。)

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、上記と異なる運用を行う場合があります。

基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは実質的に金のETFを組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

債券の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります。

④ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑥ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10億口を下回った場合、投資対象とする投資信託証券が繰上償還となった場合等には、信託を終了させることがあります。

流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

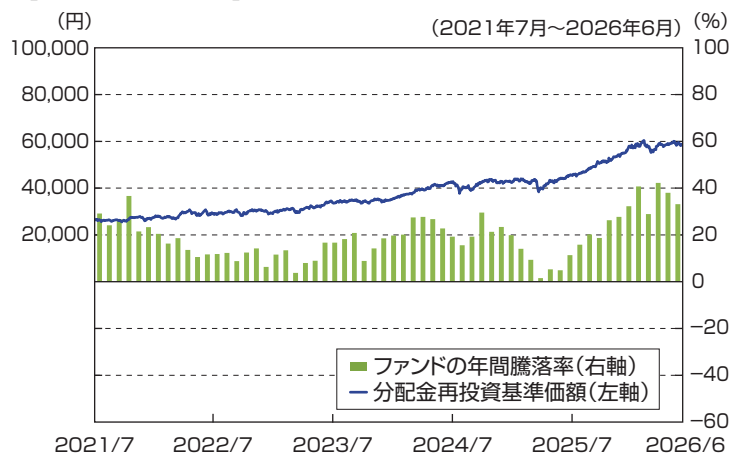
- ・ ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

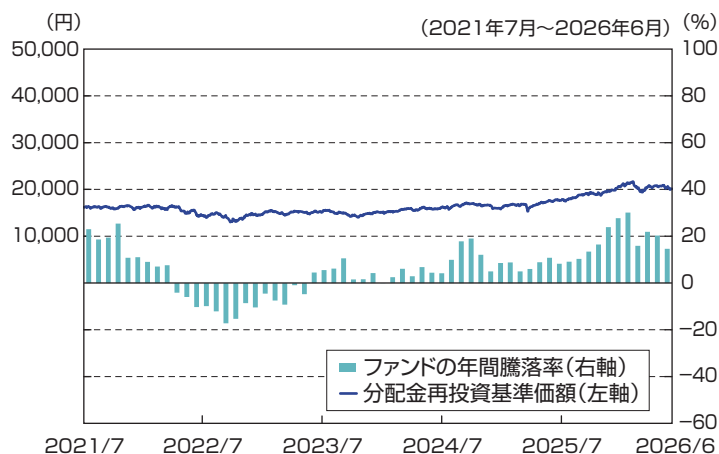
(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

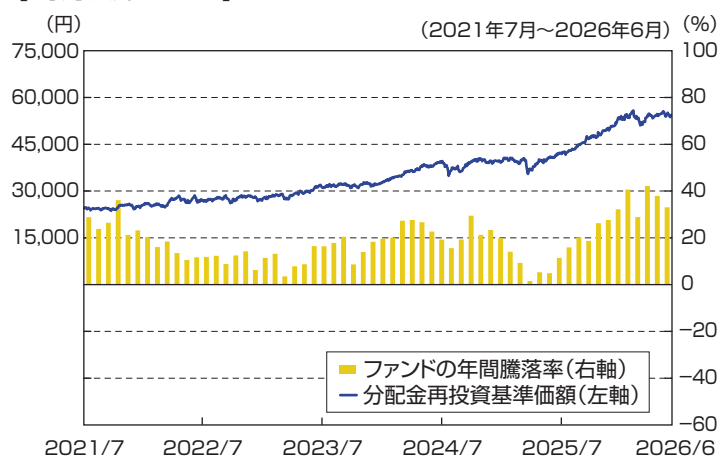
【資産成長コース】



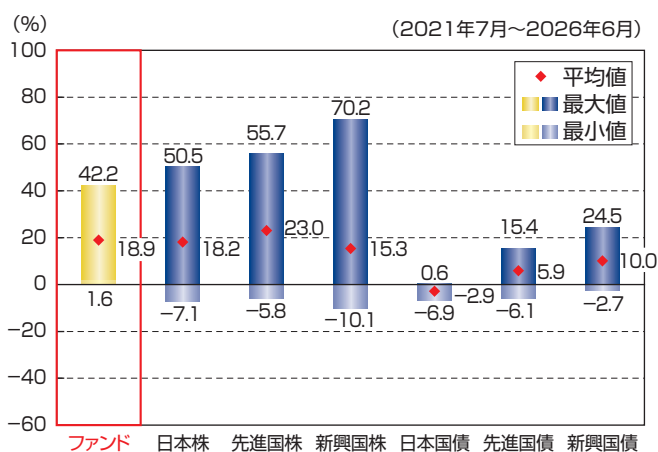
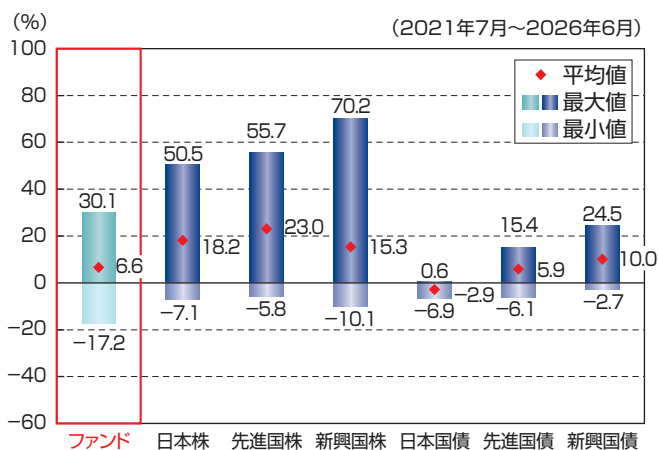
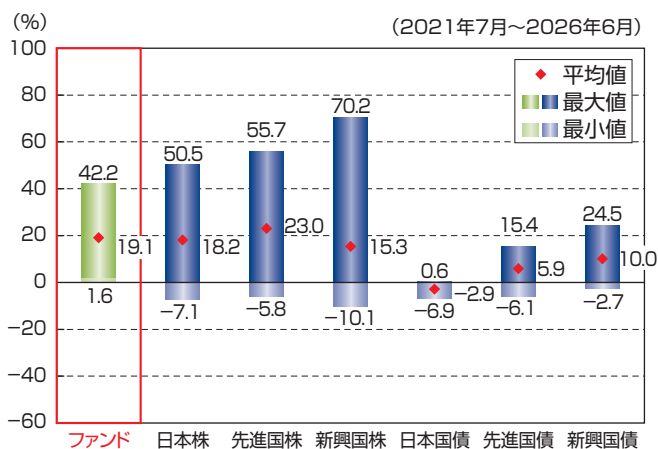
【円ヘッジコース】



【毎月決算コース】



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①の各グラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2021年7月から2026年6月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*グラフの目盛はコースごとに異なる場合があります。

(参考情報)

○各資産クラスの指数について

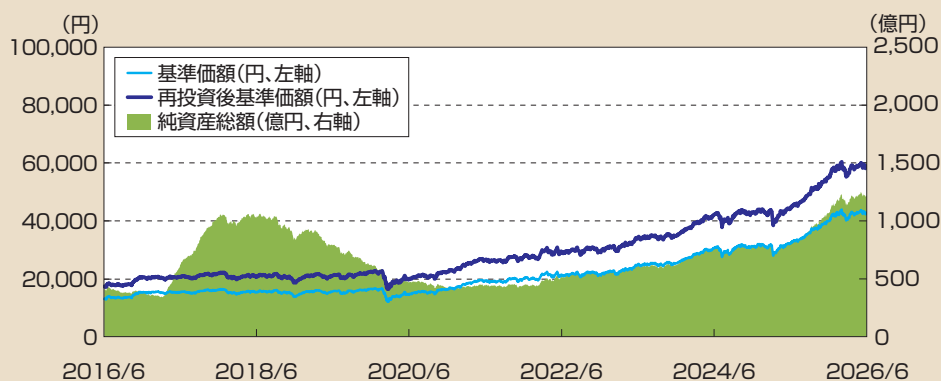
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRFC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属します。	
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

基準価額・純資産の推移、分配の推移

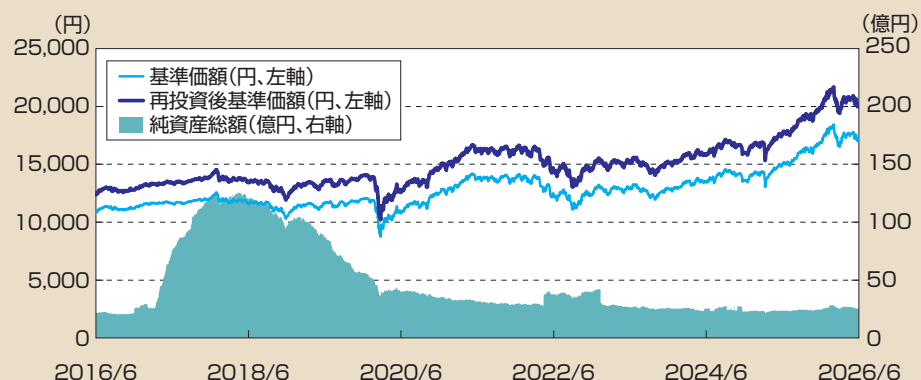
■ 基準価額と純資産総額の推移 ■

【 資産成長コース 】



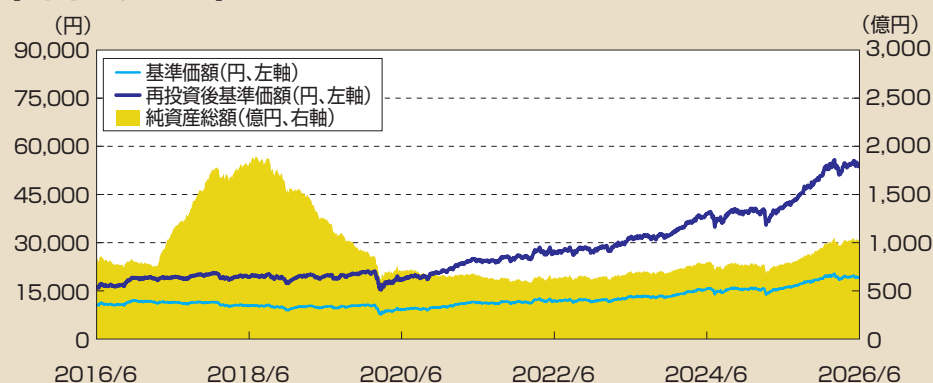
基準価額	42,841円	純資産総額	1,221.4億円
------	---------	-------	-----------

【 円ヘッジコース 】



基準価額	17,146円	純資産総額	25.3億円
------	---------	-------	--------

【 毎月決算コース 】



基準価額	19,267円	純資産総額	1,034.4億円
------	---------	-------	-----------

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
 ※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 ※グラフの目盛はコースごとに異なる場合があります。

■ 分配の推移 ■

【 資産成長コース 】

決算日	分配金(円)
29期 (2024年6月5日)	0
30期 (2024年12月5日)	0
31期 (2025年6月5日)	0
32期 (2025年12月5日)	0
33期 (2026年6月5日)	0
設定来累計	4,170

【 円ヘッジコース 】

決算日	分配金(円)
27期 (2024年6月5日)	0
28期 (2024年12月5日)	0
29期 (2025年6月5日)	0
30期 (2025年12月5日)	0
31期 (2026年6月5日)	0
設定来累計	1,780

【 毎月決算コース 】

決算日	分配金(円)
179期 (2026年2月5日)	150
180期 (2026年3月5日)	150
181期 (2026年4月6日)	150
182期 (2026年5月7日)	150
183期 (2026年6月5日)	150
直近1年間累計	1,600
設定来累計	12,910

※分配金は1万口当たり・税引前です。
 ※直近5期分を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

【 資産成長コース 】

資産	純資産比(%)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	99.54
CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.00
現金等	0.46

【 円ヘッジコース 】

資産	純資産比(%)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	100.99
CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.02
現金等	-1.01

【 毎月決算コース 】

資産	純資産比(%)
ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド	98.15
CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.00
現金等	1.85

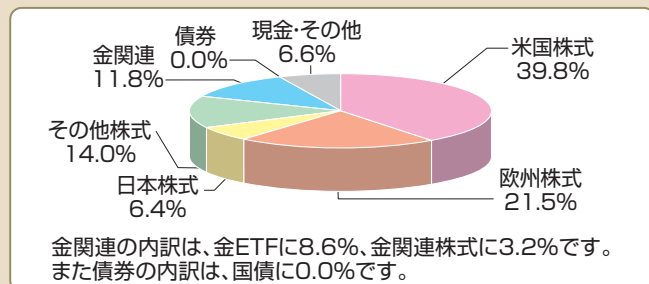
※比率は、純資産総額に対する割合です。四捨五入の関係で比率の合計が100%にならない場合があります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はマスター・ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

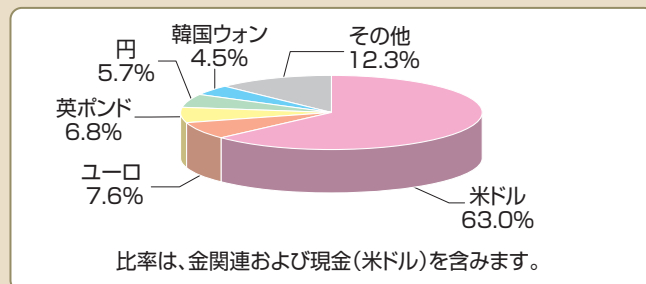
■ 組入上位10銘柄 ■

	銘柄名	国名	組入比率(%)		銘柄名	国名	組入比率(%)
1	金ETF	米国	8.56	6	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	英国	1.69
2	アルファベット	米国	2.61	7	エレバンス・ヘルス	米国	1.48
3	サムスン電子	韓国	2.14	8	LVMHモエヘネシー・ルイヴィトン	フランス	1.43
4	ベクトン・ディッキンソン	米国	1.92	9	メルク	ドイツ	1.35
5	メタ・プラットフォームズ	米国	1.72	10	フィナンシエール・リシュモン	スイス	1.31

■ 資産別配分 ■



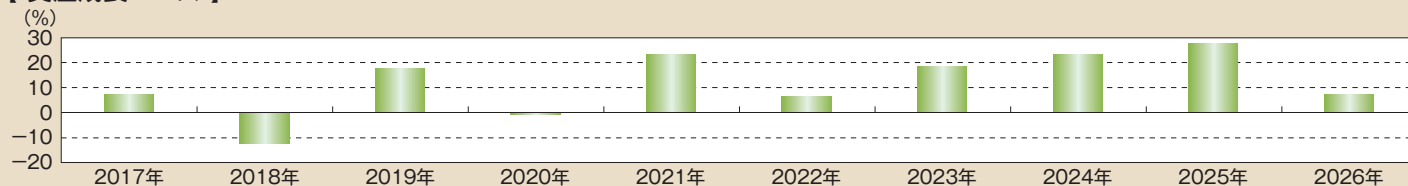
■ 通貨別配分 ■



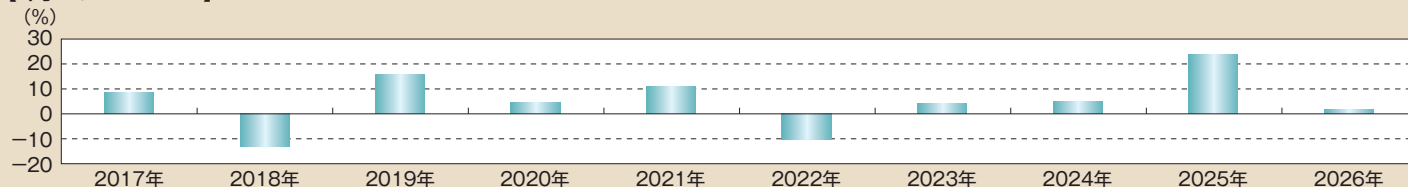
※比率は、マスター・ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。四捨五入の関係で比率の合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

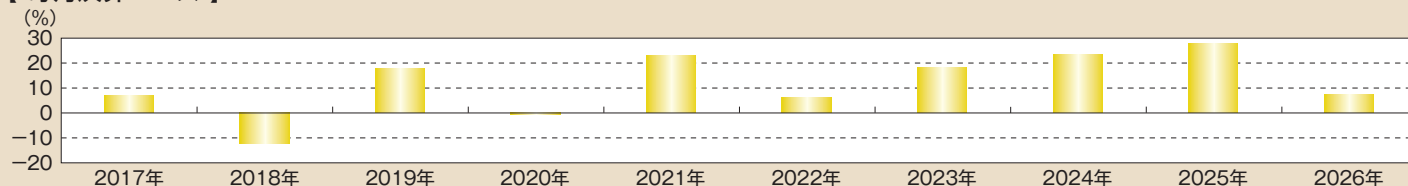
【 資産成長コース 】



【 円ヘッジコース 】



【 毎月決算コース 】



※2026年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

	資産成長コース	円ヘッジコース	毎月決算コース
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。		
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。		
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。		
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。		
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、6営業日目からお支払いします。		
購入換金申込受付不可日	ニューヨークもしくはケイマンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休場日の場合はスイッチングを含め、受け付けません。		
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。		
購入の申込期間	2026年9月5日から2027年3月5日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。		
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。		
信託期間	原則として、無期限とします。 (設定日：2009年9月11日)	原則として、無期限とします。 (設定日：2011年3月18日)	
繰上償還	委託会社は、受益権総口数が各コースにつき10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。		
決算日	年2回決算、原則毎年6月、12月の各5日*です。 *当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。		年12回決算、原則毎月5日*です。
収益分配	原則として年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金再投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。		原則として年12回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	各コース1兆円です。		
公告	日本経済新聞に掲載します。		
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。		
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。資産成長コースおよび円ヘッジコースは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 毎月決算コースは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。		
スイッチング	資産成長コース、円ヘッジコースおよび毎月決算コースそれぞれの間で無手数料でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に税金がかかりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問合せください。		

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用 ■

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.3%(税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信 託 報 酬)	フ ァ ン ド	信託報酬の総額は、各コースの投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.232% (税抜1.120%) をそれぞれ乗じて得た金額とし、各コースの計算期間を通じてそれぞれ、毎日、費用計上されます。 (信託報酬の配分)			
			料率(年率)		役務の内容
			販売会社ごとの純資産総額※		
			250億円未満	250億円以上	
		委託会社	0.4% (税抜)	0.3% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
その他の費用・ 手 数 料	投 資 対 象 と す る 投資信託証券	販売会社	0.7% (税抜)	0.8% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.02% (税抜)		ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		※各コースの純資産総額の合計額とします。 毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。			
		名 称		料率(年率)	
		ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド		0.8%(上限)	
その他の費用・ 手 数 料	実 質 的 な 負担の上限※ ¹	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)		0.385% (税抜0.35%)(上限)※	
		※2026年7月1日現在：0.322410%(税抜0.2931%)			
		純資産総額に対して 年率2.032%(税込)※² ※ ¹ 「ファースト・イーグル・グローバル・バリュー・マスター・ファンド」の運用報酬の最低金額は25万ドルとなっているため、純資産総額によっては年率2.032%※ ² を上回ることがあります。実際の信託報酬の合計額は投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。 ※ ² ファンドの信託報酬年率1.232%(税込)に投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.8%)を加算しております。			
		その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・ 有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・ 投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。			
		◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。 ◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。			

■ 税金 ■

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2026年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

(対象期間：2025年12月6日～2026年6月5日)

略 称	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
資産成長コース	2.12%	1.23%	0.89%
円ヘッジコース	2.18%	1.23%	0.95%
毎月決算コース	2.13%	1.23%	0.90%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

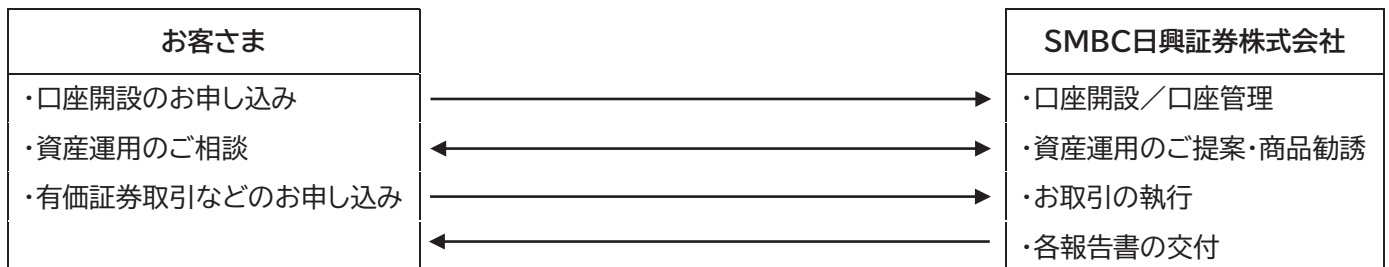
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 3958、3981、3982>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)										
	日興レジェンド・イーグル・ファンド(円ヘッジコース)										
	日興レジェンド・イーグル・ファンド(毎月決算コース)										
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。										
	分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。)										
	分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。)										
	<table><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>3.3% (税抜 3.0%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.5%)</td></tr><tr><td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825%(税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10 億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr></table>	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)	1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)	5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)	10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)
	お申込代金/金額	手数料率									
1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)										
1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)										
5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)										
10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)										
※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。 ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。											
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。										

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 3958、3981、3982>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $\text{お申込手数料} = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	<分配金受取りコース> 新規申込時:10 万口以上 1 万口単位 追加申込時:1 万口単位 <分配金再投資コース> 新規申込時:10 万円以上 1 円単位 追加申込時:1 万円以上 1 円単位 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上1円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

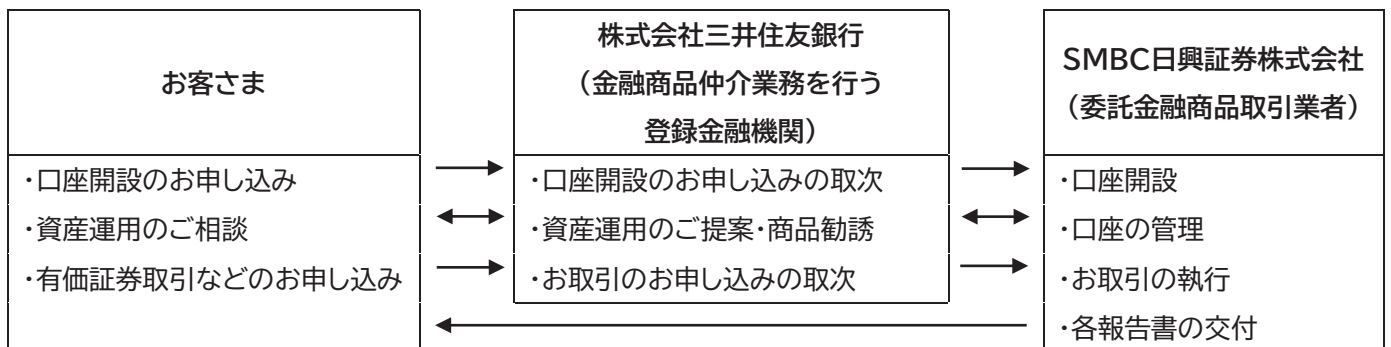
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026 年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



<金融商品仲介業務を行う登録金融機関> 株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952
-------	--	--

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

＜委託金融商品取引業者＞ SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 3958、3981、3982>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)										
	日興レジェンド・イーグル・ファンド(円ヘッジコース)										
	日興レジェンド・イーグル・ファンド(毎月決算コース)										
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 億円未満</td><td>3.3% (税抜 3.0%)</td></tr> <tr> <td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.5%)</td></tr> <tr> <td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825%(税抜 0.75%)</td></tr> <tr> <td>10 億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr> </tbody> </table> ※スイッチングによるお申し込みの場合のお申込手数料は無料とします。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	お申込代金/金額	手数料率	1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)	1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)	5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)	10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率										
1 億円未満	3.3% (税抜 3.0%)										
1 億円以上 5 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)										
5 億円以上 10 億円未満	0.825%(税抜 0.75%)										
10 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)										
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。										

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの 2 分の 1 の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 3958、3981、3982>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	<分配金受取りコース> 新規申込時:10 万口以上 1 万口単位 追加申込時:1 万口単位 <分配金再投資コース> 新規申込時:10 万円以上 1 円単位 追加申込時:1 万円以上 1 円単位 スイッチング:1 万円以上 1 円単位 全部スイッチング:1 円以上1円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※スイッチングは分配金再投資コースのみのお取り扱いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

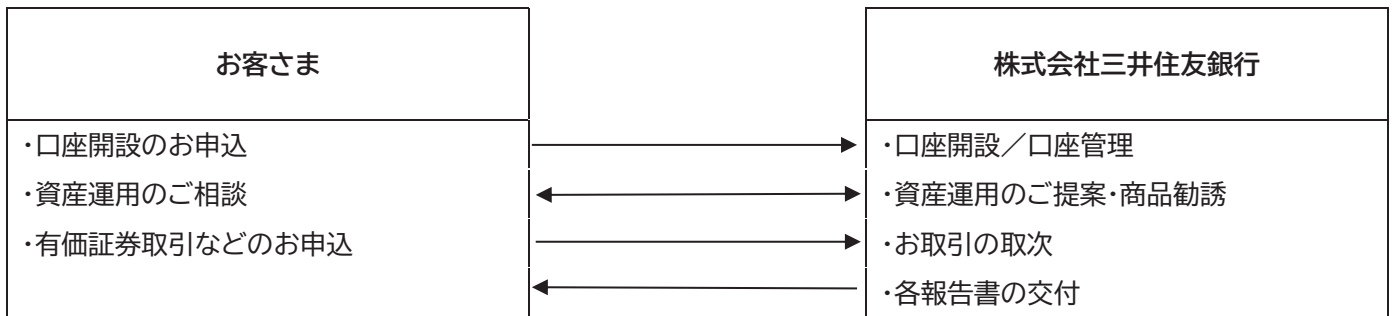
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	日興レジェンド・イーグル・ファンド(資産成長コース)									
	日興レジェンド・イーグル・ファンド(円ヘッジコース)									
	日興レジェンド・イーグル・ファンド(毎月決算コース)									
お申込手数料	お申込手数料(消費税込)は、購入代金≪購入金額(購入価額[1口当たり]×購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額≫に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。									
	<table><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>1 億円未満</td><td>3.300% (税抜 3.00%)</td></tr><tr><td>1 億円以上 5 億円未満</td><td>1.650% (税抜 1.50%)</td></tr><tr><td>5 億円以上 10 億円未満</td><td>0.825% (税抜 0.75%)</td></tr><tr><td>10 億円以上</td><td>0.550% (税抜 0.50%)</td></tr></table> ※スイッチングによるお申込の場合のお申込手数料は無料とします。 ※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	購入代金	手数料率	1 億円未満	3.300% (税抜 3.00%)	1 億円以上 5 億円未満	1.650% (税抜 1.50%)	5 億円以上 10 億円未満	0.825% (税抜 0.75%)	10 億円以上
購入代金	手数料率									
1 億円未満	3.300% (税抜 3.00%)									
1 億円以上 5 億円未満	1.650% (税抜 1.50%)									
5 億円以上 10 億円未満	0.825% (税抜 0.75%)									
10 億円以上	0.550% (税抜 0.50%)									
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。									

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

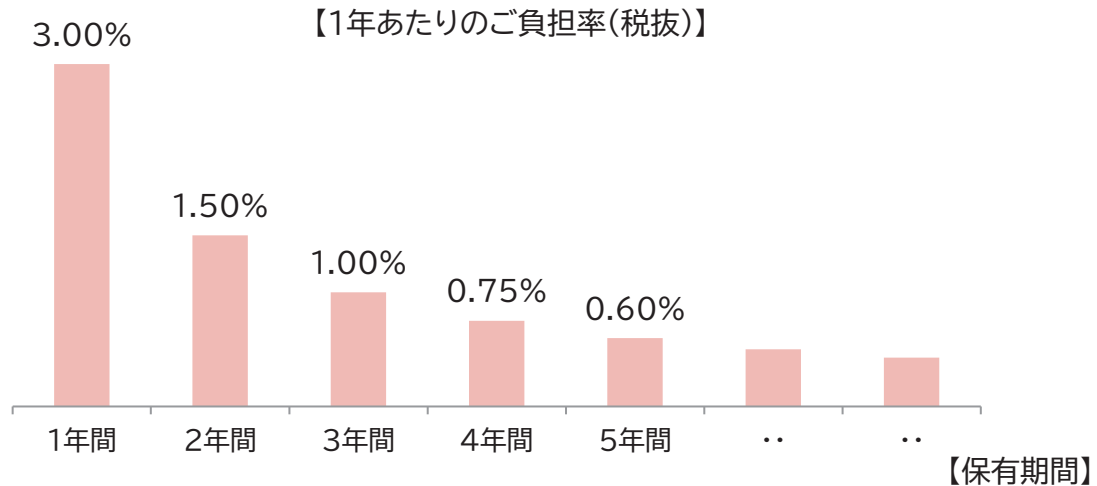
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は購入価額(1口当たり)に、購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
お申込単位	当初購入の場合:10 万円以上 1 円単位 追加購入の場合:1 万円以上 1 円単位 投信自動積立:1 万円以上 1 千円単位 スイッチングの場合:1円以上1円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。
ご換金単位	1 円以上 1 円単位
売買受渡日	購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落とします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。 ※スイッチングの場合、購入代金の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。